

偽造キャッシュカード対策に向けた取り組みについて

千葉興業銀行の偽造キャッシュカードによる犯罪被害への対策は以下のとおりです。

1. 「ATMの引出限度額および振込限度額の個別顧客毎の設定」について

- (1) 窓口にて各口座ごとに1日あたりの総利用限度額設定（増額・減額・取消）が可能です。
- (2) 窓口およびATMにて各口座ごとに1日あたりの総利用限度額設定（減額）が可能です。
- (3) 窓口にて各口座ごとに月間累計利用限度額設定（増額・減額・取消）が可能です。
- (4) 窓口およびATMにて各口座ごとに月間累計利用限度額の設定（減額）が可能です。
- (5) 窓口にて取引種類（「お引出し」「お振込」「お振替」）ごとに1日あたりの利用限度額設定（増額・減額・取消）が可能です。

・上記の対象預金は、普通預金（決済用預金）・貯蓄預金・当座預金となります。

・増額の設定は通常限度額（お引出し300万円・お振込1,000万円・お振替1,000万円・総利用限度額2,300万円）までの範囲内でのお取扱いとなります。

※平成17年12月1日（木）からは、通常限度額（お引出し200万円・お振込500万円・お振替1,000万円・総利用限度額1,700万円）となります。

	ATM操作	窓口受付
各口座ごと 1日あたりの総利用限度額設定（増額・取消）	×	○
各口座ごと 1日あたりの総利用限度額設定（減額）	○	○
各口座ごと 月間累計利用限度額設定（増額・取消）	×	○
各口座ごと 月間累計利用限度額設定（減額）	○	○
取引種類（「お引出し」「お振込」「お振替」）ごと 1日あたりの総利用限度額設定（増額・減額・取消）	×	○

2. 「当行キャッシュカードでの1日あたりのご利用限度額の一括引き下げ」について
平成17年12月1日（木）から以下のとおり変更となります。

取引種類	変更後	変更前
お引出し	200万円	300万円
お振込	500万円	1,000万円
お振替	1,000万円	1,000万円

3. 「類推されやすい暗証番号の使用禁止」について

平成17年10月17日（月）から新たに暗証届出をするカードについて以下の番号の使用を禁止しています。

- (1) 『0000』や『1111』などの4桁の数字が同一な番号
- (2) 『1234』や『5432』や『8901』などの4桁の数字が連続する番号
- (3) お届けの生年月日の年・月・日に関する番号
＜例＞ 生年月日が昭和15年6月9日の場合
年（和暦）+月…『1506』 年（和暦）+日…『1509』
月+日…『0609』
- (4) お届けの電話番号の下4桁と同一な番号

なお、すでに上記の番号を使用している場合は継続して使用可能ですが、類推されやすい暗証番号ですので、暗証番号の変更をお勧めします。

4. 「口座単位の他行ATMの利用停止設定」について

お客様のご要望に応じて、他行ATMでの利用制限を行い不正払出を防止します。

対象預金は、普通預金（決済用預金）・貯蓄預金で、当座預金は対象外となります。

5. 「ATM覗き見防止用後方確認ミラー設置」について

後方確認ミラー設置により、後方からの不審者による覗き見をチェックすることが可能となります。

6. ATM操作画面への「遮光フィルム装着」について

ATMの操作画面に「遮光フィルム」を装着することで、不審者によるATM操作画面の覗き見を防止します。

7. ATM 不審取引の「モニタリング」について

キャッシュカードによる異常な取引を抽出し、顧客へ連絡または通知することにより不正払出の防止並びに早期発見による被害額の拡大を防止します。

8. 「IC キャッシュカードの導入」について

生体認証機能付きの IC キャッシュカードの導入につきましては、平成 19 年 1 月の導入を目指し、現在準備を進めております。

キャッシュカード・通帳・印鑑の盗難（紛失）の際には、直ちにお取引店または ATM サービスセンターへ連絡をお願いいたします。

「ATM サービスセンター」 03-5617-6783

（平日 8：40～17：00 はお取引店にご連絡ください）

以上